

平成 19 年度末の浄化槽普及状況



平成 19 年度末における浄化槽の普及人口は 1,121 万人であり、平成 18 年度末の普及人口と比べて 7 万人、0.6% 増加しました。普及率についても 8.77% から 8.82% と増加しています。

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水と併せて処理できる施設です。その特徴としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、河川の自然浄化能力が活用でき水量の確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活雑排水対策の有効な手段です。

平成 17 年の浄化槽法の改正により、都道府県の権限強化として、法定検査を受検しないものに対する指導監督に関する規定、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度の創設を行ったところです。

法定検査は、保守点検及び清掃が適正に実施されているか判断するために行うものであり、行政が浄化槽の維持管理状況を把握する上で要となるため、法定検査の受験率の向上について依頼しています。

浄化槽の効率化検査として BOD 検査の導入等を目的としつつ、各県における独自の調査方法により法定検査が行われてきましたが、このような従来の検査方法を見直し、浄化槽の信頼性向上のため、水質保全に関して必要な対応を図ることができる法定検査の方法を示そうと、環境省事業として法定検査の見直しに関する検討を行っています。

水質に問題が生じた場合には早期の対応が重要となっています。当社では浄化槽からの排水など、様々な水質分析を長年にわたり行ってきた知識と経験があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008 年 8 月 22 日付 環境省報道発表資料
2008 年 8 月 10 日発行 月刊浄化槽 2008-8

水質分析箇所 大塚卓也